

液体廃棄物の放出管理について



2020年2月26日
東京電力ホールディングス株式会社

1. 放出管理

① 事故発災前に稼働していた系統の液体

- ・処理設備が故障しており、放出は行っていない。 (実施計画2.1.2.1(1))
[機器ドレン廃液、床ドレン廃液、化学廃液、洗濯廃液]

② 事故発災後に発生した液体

- ・排水前に基準を満たしていることを確認したうえで排水する。 (2.1.2.1(5))
[地下水バイパス水、サブドレン他浄化設備の処理済水]

2. 排水路の管理

- ・敷地境界における実効線量の対象に含めない
(NRA 排水路の実施計画上の整理)
[A,B・C,K,物揚場排水路]

3. 実際の管理

- ・放水口モニタが設置されている5/6号機放水口から排水は行っていない。
- ・排水を行っている地下水バイパスの排水は南放水口、サブドレンの排水は物揚場
(次ページ参照)

⇒排水の監視は海水サンプリングにて代替

- 海洋への影響をモニタリング
- 港湾内の放射能濃度の分布をモニタリング
(天候により採取できない場合あり)

